

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 商号又は名称         | 株式会社シンコウファーネス      |
| 主たる営業所の所在地     | 兵庫県尼崎市             |
| 許可番号           | 兵庫県知事（般－3）第219144号 |
| 許可を受けている建設業の種類 | 土                  |

### 2 処分に関する事項

|             |                                                                                                                             |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処分年月日       | 令和5年3月6日                                                                                                                    |
| 根拠法令        | 建設業法第29条の2第1項                                                                                                               |
| 処分の内容       | 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し                                                                                                  |
| 処分の原因となった事実 | <p>当該建設者の営業所の所在が確知できないため、その旨を令和5年1月31日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設者からの申出はなかった。</p> <p>このことは、建設業法第29条の2第1項の規定に該当する。</p> |

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。